

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金
算入に関する明細書

【No.65】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	
	収用換地等による譲渡年月日	2	・ ・
取得した補償金等の額の計算	譲渡資産の種類	3	
	譲渡資産の収用換地等があった部分の帳簿価額	4	円
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	
	同上以外の補償金の額		
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	
取得した補償金等の額の計算	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9	
	保留地の対価の額	10	
譲渡経費の額の計算	交換取得資産の価額	11	
	支出した譲渡経費の額	12	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13	
	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	14	
帳簿価額の計算	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	15	
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16	
差益割合の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	17	
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (17)	18	
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (9)	19	
	同上に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20	
	差引補償金等の額 (19) - (20)	21	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	22	
	差益割合 (21) - (22) / (21)	23	

【No.64】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

特別勘定	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		25	円
	圧縮限度額 (21)			
特別勘定	圧縮限度額の計算		27	
	圧縮限度超過額 (26) × (23)			
特別勘定	圧縮限度超過額 (25) - (27)		28	
	特別勘定に経理した金額		29	
特別勘定	繰入限度額の計算	特別勘定の対象となり得る金額 (21) - (26)	30	
	繰入限度額の計算	繰入限度額 (30) × (23)	31	
特別勘定	繰入限度超過額 (29) - (31)		32	
	翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (29) - (32)	33	
特別勘定	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額		34	
	当期中に益金の額に算入すべき金額		35	
特別勘定	期末特別勘定残額 (33) - (34) - (35)		36	
	交換取得資産の種類		37	
特別勘定	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額		38	円
	圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (11)	39	
特別勘定	交換取得資産の帳簿価額	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 ((4) 又は (18))	40	
	交換取得資産の帳簿価額	交換取得資産につき支払った交換差金の額	41	
特別勘定	交換取得資産の帳簿価額	交換取得資産に係る譲渡経費の額 ((14) 又は (16))	42	
	圧縮限度額の計算	計 (40) + (41) + (42)	43	
特別勘定	圧縮限度額 (39) - (43)		44	
	圧縮限度超過額 (38) - (44)		45	

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表十三(四) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分